

入 札 説 明 書

甲府市上下水道局が発注する、告示第38号に関する入札公告に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和2年7月1日

2 入札に付する事項

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 入札番号 | 委託－330016号 |
| (2) 業務名称 | 効率的な事業実施の為の甲府市公共下水道全体計画
見直し業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和3年3月18日 |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

3 入札の参加手続き

一般競争入札参加申請書及び必要な書類を1部持参し申請してください。

なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

(1) 提出書類 各1部

ア 一般競争入札参加申請書

イ 誓約書

ウ 同種又は類似業務の実績

エ 配置予定技術者の資格・業務経歴等

※指定の書類は甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報 入札情報）

又は甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））からダウンロードできます。

(2) 提出先

甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号（上下水道局本庁舎3階）

電話055-228-3436

(3) 入札参加申請期間

令和2年7月1日(水)～令和2年7月13日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の受付期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年7月17日(金)付けで郵送により通知します。

(5) その他

ア 申請書及び資料の受付期限の日を過ぎての提出は受け付けません。

イ 申請書及び資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とします。

ウ 受付済みの申請書及び資料等は、返却しません。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができます。

(2) 理由の説明を求める場合は、令和2年7月27日(月)午後3時まで(土曜日、日曜日を除く。)に、甲府市上下水道事業管理者宛ての書面により業務部業務総室総務課管財契約係へ直接持参してください。

(3) 理由の説明は、令和2年7月28日(火)までに書面で回答します。

5 仕様書に関する質問

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

ア 様式 別紙様式に準じて作成してください。

イ 提出期限 令和2年7月20日(月)午後5時まで

(土曜日、日曜日を除く。)

ウ 提出先 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

エ 公表等 質問及びその回答は令和2年7月22日(水)までに甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)及び甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))に公表します。

質問書には、入札番号及び業務名等を正確に記入してください。

オ その他 電話での受付は行いません。

6 入札方法等

- (1) 電送及び郵送による入札は認めないので、指定日時に指定場所に集合してください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札書は甲府市上下水道局所定の用紙を使用し、消費税抜きの金額を記載してください。
- (4) 代理人が入札するときには入札前に委任状を提出してください。
- (5) 入札執行回数は、2回までとします。
- (6) 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認できないもの、その他入札に関し、甲府市上下水道局の定める条件に違反した入札は全て無効とします。
- (7) 入札保証金は免除します。
- (8) 入札参加者は、入札執行に先立ち、甲府市上下水道事業管理者が入札参加資格があることを確認した旨の「入札参加資格確認通知書」の写しを入札執行担当職員に提出してください。
- (9) 入札参加者は、入札参加資格者ごとに1名とします。
- (10) 入札参加申請受付後に入札を辞退する場合は、書面で届け出るものとします。

7 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

8 その他

申請書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」により指名停止を行うことがあります。

9 問い合わせ先

甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目 2 3 番 1 号 甲府市上下水道局本局庁舎 3 階
電話 0 5 5 - 2 2 8 - 3 4 3 6